

秋田市告示第267号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 名称

前郷町内会

2 規約に定める目的

この会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の親睦、発展を図り、会員の福祉の向上に寄与するとともに、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 区域内の保安確保のための防災・消防・警備
- (2) 区域内の美化・清掃・環境の整備
- (3) 文化・教育・福祉等の向上のための諸種の催しごと
- (4) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡
- (5) 集会施設の維持管理

3 区域

この会の区域は、秋田市豊岩豊巻字内縄尻115番地、豊岩豊巻字杉ノ下、豊岩豊巻字中沢、豊岩豊巻字大日沢、豊岩豊巻字山口および豊岩豊巻字中山の区域とする。

4 主たる事務所

この会の事務所は秋田市豊岩豊巻字大日沢2番地に置く。

5 代表者の氏名および住所

佐々木 豊一

秋田市豊岩豊巻字山口141番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和8年8月25日